参議院共済組合定款の一部変更について

参議院共済組合定款（平成13年３月30日制定）の一部を次のように変更する。

平成 29 年３月 31 日

参議院共済組合代表者
参議院議長　伊達　忠一

第28条第１項の表中「4.08/1,000」を「4.32/1,000」に、「8.16/1,000」を「8.64/1,000」に改める。

第31条中、「、貸付経理及び物資経理」を「及び貸付経理」に改める。

附則第７条第２項中「物資経理」を「貸付経理」に改める。

附　則

1　この変更は、平成29年４月１日から施行する。

2　変更後の第28条第１項の規定は、平成29年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

3　物資経理の廃止の際、物資経理に係る資産及び負債は保健経理に帰属するものとする。

厚生年金基金清算結了公告

当厚生年金基金は、平成29年４月11日厚生労働大臣の承認により清算を結了したので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第１条の規定による廃止前の厚生年金基金令第47条第２項に基づき公告します。

平成 29 年４月 20 日

東京都中央区築地３丁目４番13号
東京都電気工事厚生年金基金
代表清算人　中川　正則

厚生年金基金清算人退任公告

当厚生年金基金は、平成29年４月11日をもって清算結了の承認を受けたので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第１条の規定による廃止前の厚生年金基金令第43条に基づき公告します。

1．代表清算人氏名　中川　正則

2．住所　東京都中央区築地３丁目４番13号

平成 29 年４月 20 日

東京都電気工事厚生年金基金

厚生年金基金清算結了公告

当厚生年金基金は、平成29年３月30日厚生労働大臣の承認により清算を結了したので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定により、なお、その効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第１条の規定による廃止前の厚生年金基金令第47条第２項に基づき公告いたします。

平成 29 年４月 20 日

富山県富山市高田529番地
富山県機電工業厚生年金基金
代表清算人　岩黒　正孝

厚生年金基金清算人退任公告

当厚生年金基金は、平成29年３月30日をもって清算結了の承認を受けたので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定により、なお、その効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第１条の規定による廃止前の厚生年金基金令第43条に基づき公告します。

1．代表清算人氏名　岩黒　正孝

2．住所　富山県射水市布目沢480―２

平成 29 年４月 20 日

富山県機電工業厚生年金基金

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法第10条第１項第２号の規定により、次の免許状は失効した。

平成 29 年４月 20 日　　千葉県教育委員会

1　免許状の種類（教科）及び番号

(1)　中学校教諭一種免許状（保健体育）
平15中一種第1087号

(2)　高等学校教諭一種免許状（保健体育）
平15高一種第1459号

(3)　養護学校教諭二種免許状
平15養学二種第0227号

2　授与年月日及び授与権者

(1)　平成16年３月15日　北海道教育委員会

(2)　平成16年３月15日　北海道教育委員会

(3)　平成16年３月15日　北海道教育委員会

3　氏名及び本籍地
吉田　岳史　北海道

4　失効年月日
平成29年４月５日

5　失効の理由
教育職員免許法第10条第１項第２号該当

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十九年六月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十九年五月二十四日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)　掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十八年九月三十日
掲載頁　一一四頁（号外第二一七号）

(乙)　掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十八年九月三十日
掲載頁　一一四頁（号外第二一七号）

平成二十九年四月二十日

東京都品川区北品川一丁目九番二号
(甲)　ベイシスエンジニアリング株式会社
代表取締役　和田　健士

東京都品川区北品川一丁目九番二号
(乙)　ベイシスアドバンス株式会社
代表取締役　和田　健士

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十九年六月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十九年五月二十四日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)　掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十八年九月三十日
掲載頁　一一四頁（号外第二一七号）

(乙)　掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十八年九月三十日
掲載頁　一一四頁（号外第二一七号）

平成二十九年四月二十日

東京都品川区北品川一丁目九番二号
(甲)　ベイシスソリューション株式会社
代表取締役　和田　健士

東京都品川区北品川一丁目九番二号
(乙)　ベイシスイノベーション株式会社
代表取締役　和田　健士

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

両法人の理事会及び評議員会の承認決議は、甲は平成二十九年三月十二日に、乙は平成二十九年一月七日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年四月二十日

神奈川県平塚市万田四七五番地
(甲)　社会福祉法人進和学園
理事長　出縄　雅之

神奈川県平塚市立野町三一番二四号
(乙)　社会福祉法人ときわ会
理事長　小西　元